

1 関連条項

(1) 電気工事士法

- ・第4条（電気工事士免状）

(2) 電気工事士法施行規則

- ・第2条の4
- ・第5条第2項
- ・第6条

(3) 通達等

- ・電気工事士法の規定により第一種電気工事士免状等の交付を受けるために必要な実務の経験について（平成7年12月1日7資公部第409号）